平成２８年（フ）第２７３号
京都市西京区大原野西竹の里町１丁目14番地22
債務者　今田　裕子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２７６号
京都市左京区山端大城田町31番地52
債務者　酒谷　愛
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４号
京都府亀岡市下矢田町４丁目22番10号
債務者　村田　信宏（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
京都府京丹後市網野町掛津456番地
債務者　稲岡　梨恵
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第１４号
京都府京丹後市丹後町間人2942番地
債務者　下谷由紀子
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第８７号
大阪府高石市綾園１丁目10番１―303号、前住所大阪府高石市綾園４丁目９番12号
債務者　片岡　幸博
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２１４号
堺市北区東浅香山町２丁37番地１－Ａ－105号
債務者　平岡　修三
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０９号
熊本県宇城市松橋町南豊崎1076番地８
債務者　木村イツ子
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１１０号
熊本県宇城市松橋町南豊崎1076番地８
債務者　木村　玲子
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１７号
愛知県豊橋市杉山町字殿村東10番地の１
債務者　中村　康子
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１１３５号
大阪市西区南堀江４丁目28番21―202号
債務者　白川　沙絵
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０号
釧路市桜ケ岡８丁目３番10号
債務者　村上　祐太
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月30日午後３時
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第７号
長崎県島原市新山３丁目8885番地　山本アパートＡ２
債務者　前田　和信
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午前11時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第２号
栃木県足利市毛野新町３丁目100番地
債務者　亀山智恵子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第４５号
岡山市北区一宮188番地５
債務者　森藤　真也
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３３９号
横浜市泉区中田北３丁目31番12号　高場ハウス102号、住民票上の住所相模原市中央区相模原４丁目８番６号　ヴィラ相模原703号室
債務者　青木　美穂（旧姓片岡）
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４４３号
横浜市港南区日野中央３丁目21番18―210号
債務者　岡元　和久
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部